

第 4985 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 5月20日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 中間申告と予定申告

Q：法人税には、中間申告と予定申告というものがあるようですが、違うのですか？

A：前期の実績額を基礎とする計算によって申告するものを特に予定申告と呼んでいます。

【解説】

中間申告とは、事業年度が6か月を超える法人が、事業年度開始の日以降6か月を経過した日から2か月以内にしなければならない申告をいいます。中間申告には、次のように、①前期の実績額を基礎とする計算方法と、②仮決算による計算方法の二種類あり、前期の実績額を基礎とする計算によって申告するものを特に予定申告と呼んでいます。

① 予定申告

法人税では、前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を掛けて税額を求めるもので、その金額が10万円以下の場合、申告不要となります。

② 仮決算による中間申告

この場合は、計算した税額が、たとえ10万円以下であっても、申告が必要になります。

前事業年度の業績がよく、当期の上半期の業績が悪いというような場合は、中間申告をすると税負担が少なくなります。

なお、清算中の法人、会社更生手続開始後の株式会社の事業年度については、中間申告は不要とされています。

